

# 民間給与関係資料

# 令和5年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## 1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

## 2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

## 3 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 673 事業所

### (2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

### (3) 調査実人員

初任給関係 324 人（行政職に相当する調査実人員 286 人）、初任給関係以外の調査職種 6,230 人（行政職に相当する調査実人員 5,423 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、44,196 人であり、このうち、行政職に相当するものは 35,161 人である。）

## 4 調査対象の抽出

### (1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を人事院が統計上の理論に従い、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から133事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第14表のとおりである。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員は全て除外した。

## 5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 122	事業所 24	事業所 19	事業所 14	事業所 45	事業所 20
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	5	1	—	1	1	2
製 造 業	82	11	17	10	32	12
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	11	5	—	—	3	3
卸 売 業 , 小 売 業	2	1	—	—	—	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	4	—	1	—	3	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	18	6	1	3	6	2

注1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が9所あった。

2 調査対象事業所133所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた131所に占める調査完了事業所122所の割合（調査完了率）は、93.1%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

## 第15表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

### その1 事務・技術関係職種

#### 1 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模50人以上100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	10	56.9	739,207	1,845	737,362		
短大卒	3	56.9	786,717	60	786,657		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	6	56.5	711,329	2,919	708,410		
工場長	17	53.4	700,779	0	700,779	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	12	54.0	722,977	0	722,927		
短大卒	2	51.9	667,592	0	667,592		
高校卒	3	52.1	640,209	0	640,209		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	166	54.3	645,992	18,038	627,954	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	128	54.4	661,243	16,082	645,161		
短大卒	12	54.0	609,324	0	609,324		
高校卒	26	54.1	592,531	36,460	556,071		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	194	53.1	730,401	27,938	702,463	同上	同上
大学卒	160	53.0	744,100	25,164	718,936		
短大卒	11	54.5	708,238	40,157	668,081		
高校卒	22	52.9	655,302	42,374	612,928		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	61	53.1	656,760	11,997	644,763	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	45	52.9	669,213	3,041	666,172		
短大卒	11	54.9	626,910	18,921	607,989		
高校卒	5	52.3	602,689	77,404	525,285		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	50	52.9	648,308	42,249	606,059	同上	同上
大学卒	38	51.3	648,466	31,525	616,941		
短大卒	5	56.9	649,876	0	649,876		
高校卒	7	58.3	646,249	131,885	514,364		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	319	50.6	597,444	34,392	563,052	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	同上
大学卒	208	49.7	620,637	33,303	587,334		
短大卒	42	52.7	586,303	31,059	555,244		
高校卒	69	51.9	538,156	39,317	498,839		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	430	48.8	616,045	51,481	564,564	同上	同上
大学卒	300	47.6	624,966	48,950	576,016		
短大卒	48	51.7	616,473	27,649	588,824		
高校卒	81	51.6	584,112	75,914	508,198		
中学卒	X	X	X	X	X		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

注2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模50人以上100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	137	47.3	521,444	50,449	470,995		
短大卒	86	44.2	525,375	56,826	468,549		
高校卒	23	52.2	514,943	30,854	484,089		
中学卒	28	51.9	515,783	48,371	467,412		
技術課長代理	95	47.8	561,102	39,739	521,363	同 上	同 上
大学卒	62	45.8	577,534	39,051	538,483		
短大卒	9	53.0	609,426	29,390	580,036		
高校卒	24	51.8	491,907	46,016	445,891		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	334	47.6	468,790	63,057	405,733	係の長および係長級専門職	同 上
大学卒	168	46.1	483,934	67,529	416,405		
短大卒	76	48.9	451,670	60,878	390,792		
高校卒	87	49.7	456,202	56,287	399,915		
中学卒	3	42.8	420,585	66,472	354,113		
技術係長	485	43.7	533,846	90,712	443,134	同 上	同 上
大学卒	317	41.6	526,510	87,029	439,481		
短大卒	50	47.9	538,569	81,383	457,186		
高校卒	116	48.2	554,090	105,482	448,608		
中学卒	2	41.1	523,117	127,421	395,696		
事務主任	275	43.2	377,439	48,517	328,922	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
大学卒	153	40.9	392,221	51,175	341,046		
短大卒	61	45.2	341,756	35,492	306,264		
高校卒	61	46.8	377,484	55,056	322,428		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	245	42.2	440,967	80,688	360,279	同 上	同 上
大学卒	170	39.0	453,563	89,816	363,747		
短大卒	22	49.1	448,199	73,154	375,045		
高校卒	53	49.1	399,243	55,490	343,753		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	1,360	38.3	336,699	37,701	298,998	同 上	同 上
大学卒	698	35.0	362,632	45,125	317,507		
短大卒	237	41.5	298,346	29,276	269,070		
高校卒	416	41.9	315,337	29,666	285,671		
中学卒	9	46.6	281,561	48,411	233,150		
技術係員	1,245	36.4	364,985	47,247	317,738	同 上	同 上
大学卒	631	34.5	376,205	50,510	325,695		
短大卒	175	36.2	351,551	46,786	304,765		
高校卒	436	38.9	357,148	43,201	313,947		
中学卒	3	48.1	328,988	62,609	266,379		

注3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き っ ぽ っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9級
大学卒	8	57.6	774,270	109	774,161		
短大卒	3	56.9	786,717	60	786,657		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	5	58.0	767,776	135	767,641		
工場長	11	53.3	768,473	0	768,473	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	7	53.8	837,272	0	837,272		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	52.1	640,209	0	640,209		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	106	53.8	750,130	28,590	721,540	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	90	53.4	758,181	26,017	732,164		
短大卒	6	53.7	729,305	0	729,305		
高校卒	10	57.0	699,172	66,196	632,976		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	159	52.9	759,198	34,057	725,141	同 上	同 上
大学卒	139	52.9	765,850	29,154	736,696		
短大卒	9	54.6	746,830	48,902	697,928		
高校卒	11	52.1	693,707	78,279	615,428		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	43	53.6	674,345	11,539	662,806	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	30	53.2	687,249	232	687,017		
短大卒	10	54.7	647,077	20,730	626,347		
高校卒	3	54.5	627,153	96,923	530,230		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	42	53.1	653,467	49,297	604,170	同 上	同 上
大学卒	31	51.3	648,327	36,676	611,651		
短大卒	4	57.4	703,291	0	703,291		
高校卒	7	58.3	646,249	131,885	514,364		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	234	50.4	652,788	44,019	608,769	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 7級、8級
大学卒	163	49.1	666,759	41,118	625,641		
短大卒	34	52.9	638,835	39,823	599,012		
高校卒	37	53.1	609,100	58,686	550,414		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	337	48.8	639,796	62,300	577,496	同 上	同 上
大学卒	240	47.5	643,466	58,733	584,733		
短大卒	40	51.7	634,876	32,374	602,502		
高校卒	57	51.9	628,340	97,840	530,500		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
大学卒	83	46.4	568,255	66,254	502,001		
短大卒	57	43.7	584,896	75,437	509,459		
高校卒	9	50.4	506,013	57,254	448,759		
中学卒	17	52.4	547,902	42,773	505,129		
技術課長代理	71	47.7	569,856	44,936	524,920	同 上	同 上
大学卒	43	45.4	579,704	41,393	538,311		
短大卒	9	53.0	609,426	29,390	580,036		
高校卒	19	51.3	520,464	63,438	457,026		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	204	47.2	499,523	67,768	431,755	係の長および係長級専門職	行政職 3級、4級
大学卒	106	45.4	517,633	74,921	442,712		
短大卒	45	48.3	474,061	54,902	419,159		
高校卒	52	49.3	486,449	64,834	421,615		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	377	43.6	546,738	94,591	452,147	同 上	同 上
大学卒	248	41.4	537,421	90,189	447,232		
短大卒	37	48.3	549,887	81,248	468,639		
高校卒	91	48.2	572,694	112,367	460,327		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務主任	173	45.1	413,340	55,333	358,007	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
大学卒	100	42.1	426,286	57,834	368,452		
短大卒	40	47.9	369,476	41,581	327,895		
高校卒	33	50.2	431,028	65,256	365,772		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	140	41.5	483,528	99,393	384,135	同 上	同 上
大学卒	107	38.8	483,383	105,788	377,595		
短大卒	13	50.4	528,804	103,731	425,073		
高校卒	20	50.1	458,366	64,791	393,575		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	871	38.2	366,414	43,835	322,579	同 上	行政職 1級
大学卒	473	35.1	396,434	52,624	343,810		
短大卒	134	41.8	319,813	33,055	286,758		
高校卒	256	41.8	337,919	33,252	304,667		
中学卒	8	45.5	293,098	54,458	238,640		
技術係員	909	36.4	372,909	48,556	324,353	同 上	同 上
大学卒	437	34.8	385,271	50,999	334,272		
短大卒	127	36.1	360,554	48,287	312,267		
高校卒	342	38.2	364,626	45,774	318,852		
中学卒	3	48.1	328,988	62,609	266,379		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	2	54.0	594,670	9,000	585,670	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	6	53.7	584,231	0	584,231	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	5	54.3	578,079	0	578,079		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	47	55.8	512,308	69	512,239	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	35	56.5	504,298	92	504,206		
短大卒	5	55.7	512,014	0	512,014		
高校卒	7	52.7	554,602	0	554,602		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	18	53.5	655,168	4,683	650,485	同 上	同 上
大学卒	14	54.6	650,561	3,165	647,396		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	50.5	702,531	9,409	693,122		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	15	53.2	648,110	7,157	640,953	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	13	53.8	659,979	0	659,979		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	49.5	572,096	52,996	519,100		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	7	52.9	644,693	0	644,693	同 上	同 上
大学卒	6	52.3	678,921	0	678,921		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	60	51.4	473,031	8,337	464,694	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 5級、6級
大学卒	33	52.0	490,517	7,449	483,068		
短大卒	5	52.4	408,452	687	407,765		
高校卒	22	50.2	461,960	11,788	450,172		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	75	49.3	543,259	9,684	533,575	同 上	同 上
大学卒	52	48.0	564,919	9,604	555,315		
短大卒	5	53.6	557,649	1,256	556,393		
高校卒	17	52.4	469,754	12,360	457,394		
中学卒	X	X	X	X	X		



職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
大学卒	45	49.0	482,366	34,964	447,402		
短大卒	22	45.5	454,473	32,519	421,954		
高校卒	12	53.7	540,321	19,954	520,367		
中学卒	11	51.3	478,105	54,939	423,166		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	21	47.5	558,107	29,950	528,157	同 上	同 上
大学卒	18	46.4	581,470	35,875	545,595		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	3	53.1	440,007	0	440,007		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	99	48.2	438,687	59,820	378,867	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	52	46.8	444,471	58,029	386,442		
短大卒	23	49.9	449,080	79,606	369,474		
高校卒	23	50.1	414,490	41,279	373,211		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	91	44.7	483,448	75,425	408,023	同 上	同 上
大学卒	61	43.2	480,888	73,305	407,583		
短大卒	10	47.2	507,663	83,539	424,124		
高校卒	20	48.3	478,929	78,183	400,746		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	87	40.5	335,594	39,981	295,613	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	49	39.0	349,306	42,975	306,331		
短大卒	16	41.7	307,881	25,562	282,319		
高校卒	22	43.1	325,587	44,040	281,547		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	97	42.8	397,268	62,973	334,295	同 上	同 上
大学卒	62	39.3	412,089	67,633	344,456		
短大卒	7	48.9	362,345	46,949	315,396		
高校卒	28	48.8	373,984	57,057	316,927		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	339	38.1	285,413	25,756	259,657		行政職 1級
大学卒	164	34.3	290,632	27,202	263,430		
短大卒	69	39.8	272,136	23,967	248,169		
高校卒	105	43.1	286,650	24,776	261,874		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	246	35.4	335,920	46,991	288,929		同 上
大学卒	154	32.5	351,532	53,447	298,085		
短大卒	37	36.8	303,803	42,265	261,538		
高校卒	55	42.4	313,426	31,876	281,550		
中学卒	—	—	—	—	—		

4 規模 50 人以上 100 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6級、7 級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	13	50.1	510,324	27,255	483,069	2課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	3	46.5	520,105	0	520,105		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	9	52.1	503,833	39,368	464,465		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	17	54.1	551,406	0	551,406	同 上	同 上
大学卒	7	50.4	537,921	0	537,921		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	8	55.5	569,869	0	569,869		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	3	45.8	430,204	52,804	377,400	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級専 門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	2	40.0	437,306	79,206	358,100		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	X	X	X	X	X	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	25	50.5	416,810	17,618	399,192	2係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	行政職 5級
大学卒	12	49.4	417,087	13,559	403,528		
短大卒	3	50.8	389,467	0	389,467		
高校卒	10	51.6	424,680	27,773	396,907		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	18	46.8	421,478	11,819	409,659	同 上	同 上
大学卒	8	47.4	416,393	7,076	409,317		
短大卒	3	48.5	407,602	0	407,602		
高校卒	7	45.4	433,237	22,306	410,931		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与		(A) - (B)		
			(A)	うち時間外手当 (B)			
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
大学卒	9	43.6	359,164	11,504	347,660		
短大卒	7	42.4	360,982	14,791	346,191		
高校卒	2	48.0	352,800	0	352,800		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	3	53.5	368,263	0	368,263	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	53.0	362,102	0	362,102		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	31	48.8	358,883	40,088	318,795	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	10	47.9	353,126	45,041	308,085		
短大卒	8	48.3	311,359	26,361	284,998		
高校卒	12	50.8	398,029	48,219	349,810		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	17	41.4	367,295	41,467	325,828	同 上	同 上
大学卒	8	37.9	360,011	43,976	316,035		
短大卒	3	41.2	426,215	74,932	351,283		
高校卒	5	46.3	345,056	25,669	319,387		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務主任	15	43.5	304,046	39,463	264,583	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	4	46.0	308,176	31,441	276,735		
短大卒	5	38.1	261,607	29,457	232,150		
高校卒	6	46.3	336,658	53,150	283,508		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	8	44.9	311,736	0	311,736	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	2	42.0	340,951	0	340,951		
高校卒	5	46.9	304,267	0	304,267		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	150	39.4	259,777	26,210	233,567	同 上	行政職 1級
大学卒	61	36.6	279,647	34,392	245,255		
短大卒	34	45.3	256,461	23,934	232,527		
高校卒	55	38.8	239,789	18,541	221,248		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	90	41.2	281,174	16,439	264,735	同 上	同 上
大学卒	40	37.2	288,412	23,229	265,183		
短大卒	11	37.8	257,912	15,652	242,260		
高校卒	39	46.3	280,443	9,689	270,754		
中学卒	—	—	—	—	—		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
研 究 所 長	2	58.0	957,100	0	957,100	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
研究部（課）長	59	50.1	687,567	127,360	560,207	2室（係）以上または構成員7人以上の部（課）の長
研究室（係）長	61	43.5	559,636	93,941	465,695	構成員3人以上の室（係）の長
主任 研究 員	20	43.5	544,493	49,364	495,129	下記研究員より上位の者 （研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長および研究室（係）長を除く。）
研 究 員	137	35.7	382,779	48,344	334,435	
研究 補 助 員	27	34.8	252,700	16,990	235,710	

その3 医療関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
病 院 長	X	X	X	X	X	部下に医師または歯科医師5人以上
副 院 長	2	61	1,402,187	168,847	1,233,340	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	15	52.2	1,617,803	500,317	1,117,486	部下に医師または歯科医師1人以上
医 師	18	32.2	989,723	275,902	713,821	
歯 科 医 師	2	28.5	763,973	130,983	632,990	
薬 局 長	3	52.5	638,201	81,990	556,211	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	12	40.6	424,770	56,933	367,837	
診療放射線技師	24	39.4	459,727	92,197	367,530	
臨床検査技師	27	39.1	407,680	78,098	329,582	
栄 養 士	15	41	364,168	34,145	330,023	
理学療法士	38	35	338,937	20,370	318,567	
作業療法士	24	31.5	297,664	15,349	282,315	
総看護師長	2	57.5	535,408	5,000	530,408	部下に看護師長5人以上
看護 師 長	39	49.9	505,336	66,162	439,174	部下に看護師または准看護師5人以上
看 護 師	94	34.2	403,049	75,316	327,733	
准 看 護 師	9	44.5	365,396	99,630	265,766	

その4 教育関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
大学学部長	3	56.2	1,005,605	66,538	939,067	
大学教授	71	52.8	901,273	42,311	858,962	
大学准教授	49	44.4	776,354	34,340	742,014	
大学講師	17	47.2	749,792	74,508	675,284	
大学助教	3	53.5	764,363	0	764,363	
高等学校教頭	2	59.0	623,400	35,550	587,850	
高等学校教諭	27	44.3	514,906	38,854	476,052	

その5 技能・労務関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
自家用乗用自動車運転手	X	X	X	X	X	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
用務員	3	46.4	228,280	19,549	208,731	

その6 再雇用者（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	3	63.6	627,298	0	627,298	
事務・技術部長	4	62.4	563,160	0	563,160	
事務・技術課長	6	61.3	512,343	0	512,343	
事務・技術課長代理	X	X	X	X	X	
事務・技術係長	2	60.9	540,012	2,729	537,283	
事務・技術主任	2	62.0	259,344	32,922	226,422	
事務・技術係員	158	63.0	262,546	13,880	248,666	

第16表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(令和5年4月)

職 種	学 歴	規 模 計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	規模 50 人以上 100 人未満	
		円	円	円	円	
新卒事務員・技術者計	大学卒	212,845	217,815	209,911	※ 199,233	
	短大卒	193,566	193,535	※ 203,000	X	
	高校卒	177,013	178,685	※ 174,640	X	
	新卒事務員	大学卒	211,026	216,819	206,877	※ 199,233
	短大卒	195,210	※ 191,471	※ 203,000	-	
	高校卒	174,588	※ 175,369	※ 174,640	X	
	新卒技術者	大学卒	216,592	※ 220,334	※ 213,986	-
	短大卒	※ 191,579	※ 195,528	-	X	
	高校卒	※ 183,569	※ 183,569	-	-	
準新卒医師	大学卒	X	X	-	-	
準新卒薬剤師	大学卒	X	X	-	-	
準新卒診療放射線技師	大学卒	X	X	-	-	
新卒栄養士	大学卒	X	X	-	-	
準新卒看護師	養成所卒	※ 225,432	※ 226,998	X	-	
新卒高等学校教諭	大学卒	X	-	X	-	

注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については、令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第17表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		80.6%
配偶者に家族手当を支給する		64.4%
家族手当制度がない		19.4%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,097円
	配偶者と子1人	19,680円
	配偶者と子2人	26,048円

注1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は79.9%である。

3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第18表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を支給する		在宅勤務関連手当を支給しない		在宅勤務を 実施していない
	%	( )	%	( )	
50.3	(35.8)	(64.2)	49.7		

注1 ( )内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

2 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所のうち、在宅勤務関連手当を月額で支給している事業所は1事業所(月額4,000円超5,000円未満)であった。

第19表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	389,327	309,809
	上半期 (A2)	402,229	313,796
特別給の支給額	下半期 (B1)	911,287	684,646
	上半期 (B2)	859,684	609,291
特別給の支給割合		月分	月分
	下半期 (B1/A1)	2.34	2.21
	上半期 (B2/A2)	2.14	1.94
年間計		4.48	4.15
年間の平均		4.48	

注1 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

第20表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
			増 額 %	据置き %	減 額 %	
大学卒	規模計	31.1	(66.3)	(33.7)	-	68.9
	500人以上	34.7	(76.2)	(23.8)	-	65.3
	100人以上500人未満	32.7	(55.8)	(44.2)	-	67.3
	50人以上100人未満	15.0	(66.7)	(33.3)	-	85.0
高校卒	規模計	11.2	(77.4)	(22.6)	-	88.8
	500人以上	15.1	(74.5)	(25.5)	-	84.9
	100人以上500人未満	9.3	(78.2)	(21.8)	-	90.7
	50人以上100人未満	5.0	(100.0)	-	-	95.0

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第21表 民間における給与改定の状況

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
役職段階	%	%	%	%
係 員	60.5	4.3	0.5	34.7
課 長 級	47.6	9.9	0.5	42.0

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 22 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	95.2	94.3	37.8	5.1	51.4	0.9	4.8
課 長 級	87.0	86.1	28.7	5.3	52.1	0.9	13.0

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 23 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	55.2	44.8	48.1	51.9	46.8	53.2
500 人以上	57.0	43.0	48.7	51.3	46.5	53.5
100 人以上 500 人未満	56.0	44.0	47.9	52.1	48.1	51.9
50 人以上 100 人未満	47.6	52.4	46.8	53.2	44.1	55.9

第 24 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
100.0	71.0	29.0	-

注 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 25 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	給与減額あり	給与減額なし	
		60 歳で減額	
課 長 級	72.4	65.5	27.6
非 管 理 職	72.3	65.3	27.7

注 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第 26 表において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 26 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
68.5	71.2

注 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。